

太陽光発電設備からの余剰電力買取サービス「とちょう電力プラン」 お申込みにあたってのご説明事項

この「ご説明事項」は、出光興産株式会社（以下「当社」）の太陽光発電設備からの余剰電力買取サービスお申込みにあたっての重要な事項を説明したものです。余剰電力買取サービスの詳細は、『太陽光発電設備 電力受給（買取）契約要綱「とちょう電力プラン」契約期間2024年12月～2025年11月』に定めております。当社ウェブサイトよりご確認ください。

1. サービス概要

- 「余剰電力買取制度」の適用を受けて、電力会社により買取を受けていた太陽光発電設備の余剰電力について、固定価格買取期間満了後、買取を実施いたします。
- 東京都内（離島を除く）に太陽光発電設備をお持ちの方限定のプランとなります。
- 住宅用太陽光発電設備（余剰配線）に限ります。

2. 買取価格

■11.0円/kWh（税込）

※離島での買取は実施いたしません。
燃料調整費による単価調整はありません。
買取価格は、当社の基準買取価格9.5円/kWh（税込）に東京都からの上乗せ額1.5円/kWh（税込）を加算した価格で構成されます。東京都から上乗せされる期間は2024年12月検針日～2025年12月検針日の前日までとなります。2025年12月検針日以降の買取価格は当社の基準買取価格のみとなり、1.5円/kWhが買取価格から減額されます。
当社の基準買取価格は2024年12月検針日～2025年12月検針日の前日までに1回変更する可能性があり、価格改定時期は4月となります。その場合は1月末までに予めお客様に変更した新単価をお知らせします。また、変更後の価格による買取りは、このお知らせ後30日以上経過してから開始します。
「とちょう電力プラン」適用時の環境価値は自家消費分の発電量も含み、全て東京都に帰属します。

3. 買取契約の成立と買取の開始時期

- 買取契約は、当社所定の様式にて買取契約の切替に必要な情報を提出いただき、当社がそれを承諾した時点で成立となります。
- 買取の開始時期は、原則として以下の通りとなります。「とちょう電力プラン」の買取開始時期は2024年12月1日以降となります。

・固定価格買取期間満了前にお申込みいただいた場合：買取期間の満了日の翌日から買取開始となります。

※2024年12月以前に買取期間が満了する場合、2024年12月の検針日もしくは契約手続き完了後の検針日から買取開始となります。

・固定価格買取期間満了後にお申込みいただいた場合：お申込み月またはその翌月の検針日から買取開始となります。

なお、現在の売電中の電力会社からのご契約切り替えは、お申込み後1か月程度かかりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

※お申込みから固定価格買取期間満了日までの期間が短い場合や、お申込みの内容に不備があった場合、当社での買取開始日が、固定価格買取期間満了以降となることがあります。お申込み情報に不備がある場合、お客様センターよりご連絡を差し上げる場合があります。
※お申込みにあたっては、買取期間満了の4～6か月前に東京電力エナジーパートナー株式会社または東京電力パワーグリッド株式会社等固定価格買取制度にて売電中の電力会社から送付される「買取期間満了のお知らせ」に記載されている情報が必要です。買取期間満了後、別の電力会社に買取契約をお切替された場合、現在ご契約の電力会社・お客様番号の情報も必要です。申込時点で他の電力会社との買取契約関係が無い場合（再点）には設備IDの情報が必要になります。
※買取契約は送配電事業者の託送約款の定めにより、同住所での供給契約が無いと成立しませんのでご注意ください。



4. 買取料金のお支払い

- 6か月に1回、口座振込にてお支払いいたします。（4月～9月分を10月末日までに、10月～翌3月分を翌4月末日までにお支払いいたします。）

※振込先口座につきましては、お申込み時に登録をお願いいたします。

※買取料金については、会員専用ポータル「でんきMYページ」にてご確認ください。買取料金のお知らせの郵送をご希望される場合は、220円/月（税込）の郵送手数料がかかります（原則として買取料金より差し引きます。買取料金が手数料を下回る場合は、差し引けなかった額を翌支払い時に繰り越しますが、次回以降の郵送は停止します。）。

5. 契約期間

- とちょう電力プランの買取期間は電力受給契約成立日後に最初に到来する検針日から2025年12月検針日までとなります。契約期間は電力受給契約成立日から2025年11月末日までとします。とちょう電力プランの契約期間終了後は、当社の基準買取価格にて、当社との電力受給契約を更新します。契約期間は、とちょう電力プランの契約期間終了後の最初の3月31日までとし、翌年度以降は、1年契約の自動更新となります。
- 解約に際しての手数料、違約金はございません。
- 買取開始前に契約をキャンセルされる場合は、当社までご連絡をお願いいたします。なお、キャンセルのお手続きには、2週間程度かかることがありますので、あらかじめご了承ください。

6. 電力データ等

- 「とちょう電力プラン」により、買い取った電力量等の情報（個人情報を除く。）について、東京都が環境施策の検討等において使用することがありますので、あらかじめご了承ください。

余剰電力買取サービス買取事業者：

出光興産株式会社

〒100-8321 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

●お問い合わせ先「とちょう電力プランお客様センター」

☎0120-267-019（フリーダイヤル）

【受付時間】9:00～17:30（12月29日から1月3日を除く）

個人情報取扱説明書

出光興産株式会社(以下「当社」)は、当社の電力供給サービスまたは電力買取サービスをお客様にご利用いただくにあたり、電気需給契約または受給契約のお申込み受付等の機会に、直接または業務委託先等を通じてお客様の氏名、電子メールアドレス、郵便番号、住所、電話番号、契約内容、支払に関する情報、電気の利用状況、供給または受電地点特定番号、お客様番号、引込柱番号等の情報(以下「個人情報」)を取得いたします。

1. 個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報につき、法令に基づく場合を除き、以下に掲げる事業において、契約の締結・履行、会員サイト運営・管理、販売システムの運営・管理、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービス(媒介事業者、指定事業者その他当社提携先(※)の関連商品・サービスを含む。)の改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされる業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。

※媒介事業者及び指定事業者は、下記3.(3)及び(4)で定義する者をいいます。

利用目的事業
電気供給事業、ガス・熱供給及び太陽光発電その他エネルギー事業、ガソリンスタンド事業、自動車関連商品小売事業及び自動車整備事業、電気通信・クレジットカード事業ならびにこれらの事業に付帯・関連する各種商品販売・サービス提供の事業

なお、当社は、上記の業務を円滑に実施するため、金融機関、クレジットカード会社、債権回収会社、その他協力会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、業務委託の目的に必要な範囲でお客様の個人情報を提供することがあります。

2. 個人情報の共同利用

当社は、お客様の個人情報を、以下の通り、共同利用することがあります。

共同利用する者の範囲	●小売電気事業者(※1)(※2) ●電力広域的運営推進機関 ●一般送配電事業者(※1)(※3) ●需要抑制契約者(※4)
共同利用の目的	①託送供給契約又は電力量調整供給契約(以下「託送供給等契約」)の締結、変更又は解約のため ②小売供給契約(離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。)又は電気受給契約(以下「小売供給等契約」)の廃止取次(※5)のため ③供給(受電)地点に関する情報の確認のため ④電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため ⑤ネガワット取引に関する業務遂行のため ⑥系統連系受電サービス料金(発電側課金)における算定情報の通知・請求業務のため
共同利用する情報項目	①基本情報:氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号 ②供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、請求金額、割引区分、検針日、契約状態、廃止措置方法、契約変更有無、受電電圧 ③ネガワット取引に関する情報:発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン
共同利用の管理責任者	①基本情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者(当社) (但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者) ②供給(受電)地点に関する情報:供給(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者 ③ネガワット取引に関する情報:需要抑制契約者

※1:当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客様の個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客様の個人情報を共同利用するものではありません。

※2:小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、住所及び代表者につきましては、資源エネルギー庁のウェブサイト (http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/) をご参照ください。)。

※3:一般送配電事業者とは、
北海道電力ネットワーク株式会社 (<https://www.hepco.co.jp/network/corporate/company/index.html>)、
東北電力ネットワーク株式会社 (<https://nw.tohoku-epco.co.jp/company/profile/>)、
東京電力パワーグリッド株式会社 (<https://www.tepco.co.jp/pg/company/summary/>)、
中部電力パワーグリッド株式会社 (https://powergrid.chuden.co.jp/corporate/company/com_outline/)、
北陸電力送配電株式会社 (https://www.rikuden.co.jp/nw_company/)、
関西電力送配電株式会社 (<https://www.kansai-td.co.jp/corporate/profile/>)、
中国電力ネットワーク株式会社 (<https://www.energia.co.jp/nw/company/guide/outline/>)、
四国電力送配電株式会社 (<https://www.yonden.co.jp/nw/corporate/summary/index.html>)、
九州電力送配電株式会社 (https://www.kyuden.co.jp/td_company_outline_index) 及び
沖縄電力株式会社 (<https://www.okiden.co.jp/company/guide/outline/>) をいいます(各事業者の住所及び代表者につきましては、各ウェブサイトをご参照ください。)。

※4:需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者(契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます)をいいます(事業者の名称、住所及び代表者については、電力広域的運営推進機関のウェブサイト (<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>) をご参照ください)。

※5:「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客様から新たに小売供給等契約のお申込みを受けた事業者が、お客様を代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約のお申込みを行うことをいいます。

3. 個人情報の第三者提供

(1)子会社及び持分法適用会社への提供

当社は、当社の連結子会社または持分法適用会社に対して、お客様の個人情報を、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的の達成に必要な範囲で提供することがあります。

(2)信用情報の提供

当社は、お客様が電気料金その他の債務について、当社の定める支払い期日を経過してもお支払いが確認できない場合等には、お客様の個人情報を、他の小売電気事業者及び当社が加盟する信用情報機関等に提供することがあります。

(3)媒介事業者への提供

当社は、電力小売事業に関する媒介、取次又は代理店契約を締結した相手先(以下「媒介事業者」)に対して、お客様の個人情報を、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的及び媒介事業者が取扱う商品・サービス・キャンペーン等に関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売の目的のために必要な範囲で提供することがあります。

(4)指定事業者への提供

当社は、当社が指定するサービスステーションを運営する事業者(「以下「指定事業者」)に対して、お客様の個人情報を、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために必要な範囲内で提供することがあります。

4. 個人情報の開示・訂正・削除等

当社が保有するお客様の個人情報について、利用目的の通知・開示・訂正・削除等を希望される場合には、当社はお客様ご本人からのお申し出であることを確認した上で、法令等に基づく合理的な範囲内において、速やかに対応いたします。お客様の個人情報について上記の対応を希望される場合、当社「電気お客様センター」にご連絡ください。